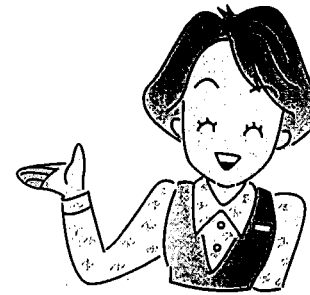


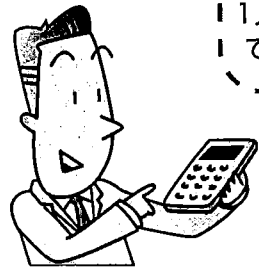
● 保険料の計算方法 ●

国民健康保険料は、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の3つで構成されています。加入者それぞれについて、「所得割(所得に応じて計算される保険料)」と「均等割(1人あたりに定額でかかる保険料)」を計算し、世帯で合算したものが、1年間(4月～翌年3月)の保険料になります。



令和6年度の保険料率等

		Ⓐ 医療給付費分	Ⓑ 後期高齢者支援金分	Ⓒ 介護納付金分※1
1年間の保険料	所得割 所得に応じて計算される保険料	所得割算出基礎額※2 × 6.58%	所得割算出基礎額 × 2.24%	所得割算出基礎額 × 1.69%
	均等割 1人あたりに定額でかかる保険料	32,100円	11,700円	14,500円
		1世帯当たりの 賦課限度額 630,000円	1世帯当たりの 賦課限度額 210,000円	1世帯当たりの 賦課限度額 160,000円



※1 介護納付金分は、介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)に賦課されます。

※2 所得割算出基礎額とは、前年の総所得金額等から基礎控除額(総所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した額のことです。ただし、雑損失の繰越控除は適用されません。

所得がなかった方も申告を

国民健康保険料は前年の所得をもとに算定します。世帯の所得が条例で定める基準(14ページ参照)以下の世帯においては保険料が減額される場合もありますので、収入・所得のなかった方でも、住民税の申告をお願いします。

